

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		産業振興会館の使用料の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市産業振興会館条例 さいたま市産業振興会館条例施行規則
条 項		さいたま市産業振興会館条例第13条 さいたま市産業振興会館条例施行規則第6条
所管部課		経済局 商工観光部 経済政策課 産業振興会館 (電話：048-652-6811)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>上記に該当する場合を例示すると次のとおり</p> <p>(1) 市が主催する行事で地域産業の振興及び中小企業の育成を図る目的に利用する場合 100分の100</p> <p>(2) 市が経費の一部を負担して共催する行事で地域産業の振興及び中小企業の育成を図る目的に利用する場合 100分の50</p> <p>(3) 市長が特に必要と認めた場合、市長がその都度定める割合</p> <p>使用料を減額して算定する場合、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日 (原則として課長決裁後)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		